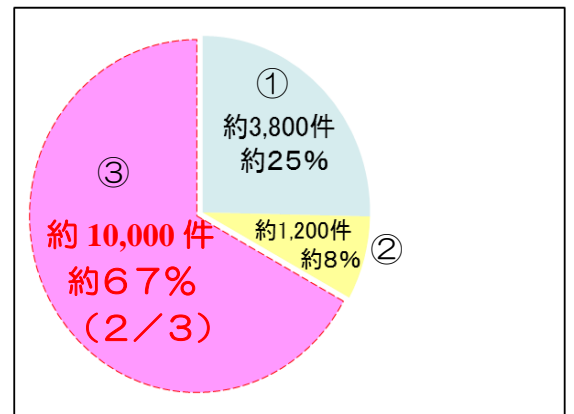


熊本地震における宅地被害への対応について

約15,000件にのぼる宅地被害の復旧について、国庫補助事業の拡充や、新たに復興基金を活用して創設する熊本県独自の支援制度などにより、被災された方々の痛みの最小化を図ります。

【支援のイメージ】

① 既存国庫補助事業（要件緩和等）による支援	25%
② 国庫補助事業における新たな拡充制度の創設による支援	8%
③ 復興基金を活用した県の独自制度による支援	67%



【主な支援制度の概要】

(1) 新たな拡充制度

(対象要件)

- ・盛土高さ2m以上（従前5m→2mに緩和）
- ・同一盛土上に存在する家屋が2戸以上（従前5戸→2戸に緩和）

（注）既存国庫補助事業と同様に、避難路等の要件は必要

(2) 県独自の新たな支援制度（復興基金事業）

(支援内容)

- ・補助額：工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額
(対象工事費1,000万円まで)

(対象工事)

- ・擁壁の復旧工事費
- ・住宅の基礎の補正工事費（ジャッキアップ） など

お問い合わせ先
土木部都市計画課
下村（6171）
（333-2523）